

江東区監査委員告示第1号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定に基づき、平成27年度第2回定期監査の結果に対し、江東区長から措置の通知があったので、別紙のとおり公表する。

平成28年1月15日

江東区監査委員	伊藤貫造
同	小出功
同	若林しげる
同	石川邦夫

平成27年度第2回定期監査 指摘事項措置報告書

〔健康部保健予防課〕

<p>指摘事項</p>	<p>要綱改正を適正に行うべきもの</p> <p>江東区里帰り出産等妊婦健康診査受診費助成金交付要綱(以下「交付要綱」という。)は、区内の妊婦が里帰り等の理由により東京都が妊婦健康診査を委託する医療機関以外の国内の医療機関又は助産所において妊婦健康診査を受診する際に要する費用を助成することにより、妊娠及び出産に伴う経済的負担の軽減を図り、もって妊娠期の母子の健康を守ることを目的として、助成対象者からの申請に基づき、第4条に規定する額(以下「助成上限額」という。)と実費負担額のうち、いずれか低い額を交付することとしている。</p> <p>また、助成上限額については、東京都における妊婦健康診査の公費負担単価(以下単に「公費負担単価」という。)をその額として定めることとしている。</p> <p>今回の監査で、保健予防課が処理を行っている里帰り出産等妊婦健康診査受診費助成金に係る歳出事務について確認したところ、平成26年度における公費負担単価に変更があったにもかかわらず、交付要綱の一部改正が行われないまま、本来改正後となる新たな額により助成金の交付が行われており、結果として、助成上限額と実際に交付された助成金の上限額との間に齟齬が生じていた。</p> <p>要綱は、事務処理を進めていく上での指針・基準を定めるものであり、適正な一部改正等の対応を欠いた事務の執行は、区政に対する区民の信頼を著しく損ねるものである。</p> <p>今後は、要綱策定の意味を改めて銘記するとともに、必要となる一部改正等の手続について、迅速かつ確実な処理を行われたい。</p>
<p>措置事項</p>	<p>上記の指摘にあるように、要綱策定の意味を再認識し、今後里帰り出産等妊婦健康診査受診費助成金の公費負担単価に変更があった場合は、速やかに要綱改正し、要綱に定めた助成上限額と実際に交付する助成金の上限額の間には齟齬のない適切な事務処理を行う。</p>

平成27年度第2回定期監査 指摘事項措置報告書

〔土木部河川公園課〕

指摘事項	<p>占用料の計算を適正に行うべきもの</p> <p>江東区立都市公園条例（以下「条例」という。）に規定する占用料は、「都市公園に公園施設以外の工作物その他の物件又は施設を設けて都市公園を占用しようとするときは、公園管理者の許可を受けなければならない。」旨定める都市公園法第6条第1項の規定により公園の占用の許可を受けた者から区長が徴収することとなっており、その徴収方法については、江東区立都市公園条例施行規則（以下「規則」という。）に詳細規定が置かれている。</p> <p>今回の監査で、河川公園課が処理を行っている江東区立都市公園の占用料に係る歳入事務について確認したところ、次のような事例が認められた。</p> <p>ア 占用料の額について、占用物件の占用面積に1平方メートル未満の端数があるときは、その端数を1平方メートルとして計算する旨規則において規定されているものの、許可第26-88号に係る江東区立若洲公園の公園占用許可において占用面積の1平方メートル未満の端数を切り捨てて占用料の額を計算したため、825円が過小に徴収されていた。</p> <p>イ 許可第26-113号に係る江東区立仙台堀川公園の公園占用許可において、作業全日の延占用面積204平方メートルで占用料の額を計算すべきところ、当該面積に占用日数である3日をさらに乗じたため、13,464円が過大に徴収されていた。</p> <p>これら占用料の取扱いは、規則の規定に違背するとともに、区政に対する区民の信頼を著しく損ねる不適正な歳入事務処理である。</p> <p>今後は、公園占用許可に当たり適正な審査を行うことはもちろん、占用料計算の基礎となる条例及び規則の適用に当たっては誤りのないよう万全を期されたい。</p>
措置事項	<p>指摘事項について、それぞれ次の措置を行った。</p> <p>ア 占用者から差額を徴収し、雑入として平成27年度会計に収入した。</p> <p>イ 平成27年度予算から差額を過年度還付金として支出した。</p> <p>また、再発防止を図るため、占用事務担当者には、規程を順守し事務を行うよう指導を徹底するとともに、実際の徴収にあたっては、金額を複数の職員で確認する等チェック体制の強化に努めている。</p>